

質問第四〇号

歯科技工物の分類に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年五月二十一日

大久保 勉

参議院議長 扇 千 景殿



## 歯科技工物の分類に関する質問主意書

高齢者を中心に、歯科技工物を適切に使用することで生活状況が劇的に改善することがある。歯科技工物については、製作及び装着が適切になされることはもちろん、適切な使用が継続されることと歯科技工士等によって随時に点検がなされることの重要性は明らかである。

よって、以下質問する。

- 一 歯科技工及び歯科技工物がもたらす生活状況改善の効果について政府の認識を示されたい。
- 二 生活状況改善の効果が明らかであることからして、歯科技工物を医薬品に分類することが適切であると考えらるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

